

高レベル放射性廃棄物の最終処分に関する対話型全国説明会 in 埼玉県（さいたま市） 開催結果

日 時：2025年9月27日（土） 13:30～16:10

場 所：埼玉会館 7階 7B 会議室ほか

参加者数：85名

当日の概要：

- (1) 映像（「地層処分」とは・・・？）
- (2) 地層処分の説明・北海道の状況
 - ・阿部 利恵（経済産業省資源エネルギー庁 放射性廃棄物対策課 課長補佐）ほか
 - ・原子 昭洋（原子力発電環境整備機構 地域交流部 専門部長）ほか
- (3) テーブルでのグループ質疑

○資源エネルギー庁・原子力発電環境整備機構（NUMO）から事業説明

- ・日本では過去 50 年以上にわたって原子力発電を利用してきており、それに伴って発生する高レベル放射性廃棄物は、人々の生活環境に影響を与えないよう、地層処分という方法で最終処分する方針。
- ・全国の皆さまに地層処分について、関心を持って、理解を深めていただくとともに、最終処分事業の実現に貢献する地域に対して、社会全体で敬意や感謝の気持ちを持っていただけるよう、全国で対話活動に取り組んでいる。
- ・原子力発電により発生した使用済燃料は、再処理工場でプルトニウムなどを回収した後、残った放射性廃液をガラスに溶かし込んで「ガラス固化体」にする。既に約 27,000 本のガラス固化体に相当する高レベル放射性廃棄物が存在している。将来世代に先送りすることなく、原子力を含む電気を多く使ってきた現世代で、この問題の解決に道筋をつけるべく取り組んでいくことが重要。
- ・地層処分はガラス固化体を地下深くの安定した岩盤に閉じ込め、地上環境から隔離して処分する方法である。
- ・地層処分場として、ガラス固化体を 40,000 本以上埋設する施設を全国で 1 か所つくる計画である。
- ・放射能が低減するまで数万年以上にわたって人間の生活環境から適切に隔離する必要がある。確実性や環境への影響などの観点から考慮した結果、地下深くに埋設して人間による直接の管理を必要としない地層処分が、国際社会から現時点で、最も安全で実現可能な処分方法とされている。
- ・建設を開始しているフィンランド・スウェーデンにおいても、30 年以上の歳月をかけ、国民理解・地域理解に弛まぬ努力を重ねている。先行する諸外国は、プロセスの初期段階で 10 程度の自治体が関心を持ち、調査の過程で候補地が絞られ、最終的に 1 つの地域が選ばれている。日本もできるだけ多くの地域が関心を持つことが望ましい。
- ・地層処分にあって考慮すべき地質環境の科学的特性について、全国でほぼ同じ精度で作成されている既存のデータをもとに、日本全国を 4 種類に区分した「科学的特性マップ」を 2017 年 7 月に公表した。
- ・処分地選定としては、文献調査、概要調査、精密調査の段階的な調査を行い、最終処分地を選定する。この調査期間中、放射性廃棄物を持ち込むことは一切ない。
- ・文献調査では、地域固有の文献やデータを NUMO が机上で調査し、断層や火山など避けるべき場所の基準などを具体化した「文献調査段階の評価の考え方」に基づいて報告書を取りまとめる。その後、調査結果を都道府県知事と当該市町村長に報告し、地域の皆さま向けの説明会等を実施する。国は、都道府県知事と当該市町村長にご意見を伺い、概要調査を行うか判断する。ご意見に反して、先に進むことはない。
- ・2020 年 11 月に北海道の寿都町と神恵内村、2024 年 6 月に佐賀県玄海町において、文献調査を開始した。北海道の 2 町村では 2021 年 4 月から「対話の場」を開催している。「対話

の場」を通じ、逐次情報提供を行い、地域住民の皆さまの間で継続的な対話が行われ、議論を深めていただくことが重要と考えている。「対話の場」では、参加された方々が主体となって、処分事業などについて議論を深めていただくため、また、賛否に偏らない自由な議論ができるように取り組んでいる。2 町村に設置された「対話の場」では、町や村の将来のまちづくりに関する議論も始まっている。

- 安全に地層処分を行うため、NUMOでは様々なリスク要因を抽出し、対応と安全性の確認を行う。処分地選定プロセスにおける調査により、断層や火山などを避けて場所を選ぶという「立地による対応」、選んだ場所に応じて人工バリアを設計するという「設計による対応」、その対策により、安全性が確保できるかをシミュレーションなどで確認するという「安全性の確認」といった対策を行う。また、地震・津波、輸送中の安全性についても設計による対応、シミュレーションによる安全性確認を行う。また、地層処分の技術開発については、国や日本原子力研究開発機構（JAEA）などの関係機関と連携して、技術開発を実施している。技術的な課題を整理し、最新の技術開発動向を踏まえた安全確保の考え方やその手法を、「包括的技術報告書」として取りまとめ、2023 年 1 月に国際レビューを完了し、NUMOのホームページに掲載している。今後も、より実践的な技術開発に取り組み、技術的信頼性の更なる向上を目指す。
- 最終処分事業は 100 年以上の長期にわたるため、地域の発展を支えてこそ、安定的な運営ができる。NUMOは、調査の開始に伴い、地域にコミュニケーションのための拠点を設置し、事業に関する様々なご質問にお答えするとともに、住民の皆さまと共に、地域の発展に向けた議論に貢献していく。
- これまで対話活動を進める中で、地層処分事業を「より深く知りたい」との思いから主体的に活動されている地域団体、大学・教育関係者、NPOなどのグループが全国各地に広がりつつある。
- 地層処分事業についてご不明な点や疑問点や、またもっと詳しい話を聞いてみたいと関心を持っていただける場合には、一般の方でも、自治体の方でも国やNUMOからご説明させていただく機会を設けさせていただくとともに、関連施設の見学にご案内するなど、ご関心やニーズに応じて、柔軟に対応させていただく。

○資源エネルギー庁・NUMOから北海道 2 町村の文献調査報告書などについて説明

- 2024 年 11 月から、北海道内において、寿都町・神恵内村の文献調査報告書に関する、最終処分法に基づく法定プロセス（公告・縦覧、説明会等）を行っている。
- 北海道の状況、2 町村の文献調査報告書の内容などについて理解を深めていただくことも重要であり、最終処分事業の実現に向けて、これまで多大な貢献を果たしてきた寿都町・神恵内村に敬意を表し、自分ごととして考えるきっかけとしていただきたい。
- 日本では地層処分の技術的信頼性を得ることを目的に、2001 年から JAEA が、岩の種類と地下水の性状が異なる北海道幌延町と岐阜県瑞浪市において、地下深くの地層の研究に取り組んできており、幌延町にある幌延深地層研究センターは、2023 年 9 月から、これまで地下 350 メートルまでだった坑道を、地下 500 メートルまで掘り進める掘削を開始している。
- 幌延町では、放射性廃棄物の持ち込みを認めないとする「深地層の研究の推進に関する条例」（2000 年 5 月）が制定され、研究施設を最終処分場にしないとする「幌延町における深地層の研究に関する協定書」（2000 年 11 月）を、当時の北海道知事、幌延町長、核燃料サイクル開発機構（現 JAEA）理事長の 3 者で結んでいる。
- また、北海道では、「北海道における特定放射性廃棄物に関する条例」（2000 年 10 月）が制定されており、この中では、現時点では処分方法が十分に確立されておらず、処分方法の試験研究を進める必要があるということと、現在と将来の世代が共有する限りある環境を、将来に引き継ぐ責務を有しており、こうした状況の下では、特定放射性廃棄物の持込みは慎重に対処すべきであり、受け入れ難いとの宣言がなされている。
- 2024 年 8 月には、北海道知事より、この条例の趣旨を踏まえ、仮に概要調査に移行しよう

とする場合には現時点で反対の意見を述べる考えであることや、考えの表明にあたっては、道議会や道民の皆様のご意見も踏まえ、適切に対応したいと考えていること、さらに、道として、最終処分問題は、国民的な議論が必要な問題であり、文献調査報告書やその説明会を通じて最終処分事業の理解促進がさらに進むことを期待するといったコメントが公表されている。

- ・ 文献調査にご応募いただいた寿都町長は、先送りしてきた最終処分問題を、子供や孫世代に持ち越すことは、大人として恥ずかしいとの思いから一石を投じる、神恵内村長は、原子力政策に 50 年近く関わってきており、文献調査を進める上で、村民が抱く問題や疑問を払拭し、全村民の理解を目指すという思いをもって、この 4 年間、住民理解を深めるためにご尽力をいただいた。両町村長にはあらためて、敬意と感謝の意を表したい。
- ・ NUMO は文献調査の実施主体として、地域の方との交流の拠点として交流センターを開設し、スタッフは地域の一員として、地域のイベント行事への参加などを通じて地域の方との交流を深めてきた。また、2 町村それぞれの「対話の場」の運営サポートも担ってきた。
- ・ 2 町村におけるそれぞれの対話の場においても、地層処分事業の議論の他にも様々なテーマで対話が実施されたが、双方の対話の場においても、賛否様々な声があった。
- ・ 2 町村の周辺自治体や商工団体等に対しても「対話の場」の開催結果や地層処分事業に関する最新の情報を継続的に提供してきた。また、周辺自治体だけではなく、広く北海道や日本全国へ向けた広報活動にも取り組んできた。
- ・ 2 町村の文献調査については、国の審議会等での議論の結果を踏まえ、6 つの項目（活断層や火山など避けるべき基準）に 2 つの観点（技術的観点・経済社会的観点）を加えた 8 つの評価項目から調査が行われたが、2 町村とも概要調査に進んだ場合に確認する事項はあるものの、概要調査の候補地区を選定することができた。
- ・ 文献調査の報告は法令に基づいて縦覧・説明会を実施する。報告書は道庁や道内の全振興局などで閲覧することができるようにし、説明会は 2 町村及び道内の全振興局において、全 20 回開催した。報告書に対するご意見も受付けており、いただいたご意見の概要とそのご意見に対する NUMO の見解とをまとめて、後日、北海道知事、寿都町長、神恵内村長へお届けする。その後、概要調査へ進むかどうかを、国から知事、両町村長に対して、意見照会を行う流れである。
- ・ 以上、北海道での文献調査の状況を説明してきたが、地層処分事業は北海道の問題ではなく、日本全体で考えるべき課題であり、引き続き全国的な理解醸成のために取り組んでいく。

○グループ質疑

※主なものをテーマ別に記載

<地層処分事業>

- ・ 原子力発電所を建設した当時は、高レベル放射性廃棄物の問題をどうするつもりだったのか。
(→回答:) 原子力発電所の運転を開始した 1966 年より前の 1962 年に廃棄物の処分方法について検討を開始しており、当時は海洋で処分することが世界的に考えられていた。その後、海洋に廃棄物を処分することは適切ではないとするロンドン条約が 1975 年に発効され、高レベル放射性廃棄物の海洋投棄は禁止となった。その後 1976 年から日本においても地層処分の研究開発が進められ、1999 年に事業化の段階に進めるための信頼性ある技術基盤が整備された。
- ・ 文献調査への応募・申し入れの制度はいつからどのように始まったのか。
(→回答:) NUMO は 2002 年から、全国の市町村を対象として「特定放射性廃棄物の最終処分施設の設置可能性を調査する区域」の公募を開始した。その後、2015 年に改定された「特定放射性廃棄物の最終処分に関する基本方針」に基づき、国が

ら市町村へ申し入れる制度が加えられた。

- ・地上施設を撤去した後、処分場の存在を後世にどのように伝えていくのか。
(→回答：) 最終処分法では、経済産業大臣が最終処分事業に関する記録を永久に保存することになっている。また、埋設後は全ての地上施設を撤去するが、処分場の敷地およびその周辺は保護区域や指定廃棄物埋設区域に指定され、掘削が制限される。そのことを知らせるような文字、絵、シンボル等を記したマーカー、モニタリングを設置することなどの対策が検討されている。
- ・原子力発電を利用していく限り高レベル放射性廃棄物は増えるので、この処分場の問題は今後の原子力発電の利用可否とセットで議論されるべきではないか。
(→回答：) 日本には既にガラス固化体 27,000 本相当の高レベル放射性廃棄物が発生しており、これらの処分の問題は、将来世代に負担を先送りすることなく、現世代が必ず解決しなければならない問題である。原子力発電の利用可否に関わらず、可逆性・回収可能性の担保を前提に、並行して地層処分に向けた取組みを進めることが必要であると考えている。
- ・地下への処分ではロボットを使うのか。
(→回答：) 地下での作業のうち、ガラス固化体やTRU廃棄物のアクセス坑道における運搬は、遠隔操作の他にロボットを使うことも想定されている。その他の作業は、放射能レベルによっては人の手で作業も想定している。運搬・埋設技術は実際に実機での試験も行って安全性を確認し、万が一事故が起きた際にも、安全性を保てるように備えていく。
- ・ガラス固化体の陸上輸送について、途中の市町村の許可はあるのか。
(→回答：) 陸上輸送については、関係法令に従い安全に実施する。基本的にガラス固化体の輸送には専用道路の建設などを検討しており、専用道路の建設についても、関係自治体や地域住民の理解を得ながら進めていくことを考えている。
- ・諸外国の最終処分も、日本と同じ方法（地層処分）なのか。
(→回答：) 高レベル放射性廃棄物の地層処分は、日本を含め諸外国でも検討された処分方法で、国際社会から現時点で最も安全で実現可能な処分方法とされている。ただし、日本では使用済燃料から再利用できるプルトニウムなどを回収した後に残る廃液を、ガラスと溶かし固めたガラス固化体にして地下に埋めるが、フィンランドやスウェーデンでは使用済燃料そのものが高レベル放射性廃棄物となり、これを地下に埋める方法（直接処分）を取る。
- ・さいたま市では、300 m の深井戸から水道水を取水している。フィンランド、スウェーデンがそれぞれ 450~500 m の深さに処分しているのなら、日本も 300 m ではなく、先行している国と同じ 500 m 程度の深さに埋めるべきではないか。
(→回答：) 最終処分法には「地下三百メートル以上の深さ」と記載されており、実際に処分を行う深さは、処分地選定調査において安全性が確認できた深度となる。
- ・地下処分場の 6~10 km² は、平らなレイアウトでつくるのか。
(→回答：) 現在の図はあくまでイメージ図であり、確定的なものではない。今後の処分地選定プロセスの過程で、確保できる地下処分場の広さに応じて、パネルの配置や勾配などについて検討しながら設計していく。
- ・数万年間、管理する者を確保できるのか。それまで NUMO は存在しているのか。
(→回答：) 地層処分は、人間による恒久的な管理は困難との考えをもとに検討されたもので、NUMO が永久に管理するものではない。埋設後の一定期間は、今後策定される国の規制を踏まえて NUMO が管理を行うことになるが、最終的には NUMO は解散する。NUMO の解散後は、国がその責任を引き継ぐこととなる。
- ・TRU 廃棄物とは何か。高レベル放射性廃棄物と一緒に場所に処分するのか。
(→回答：) TRU 廃棄物とは、再処理工場や MOX 燃料工場の操業及び解体に伴って発生する低レベル放射性廃棄物のうち、半減期が長い放射性核種を含む長寿命の放射性廃棄物の総称である。そのうち放射能レベルが比較的高い地層処分相当の

TRU廃棄物についても、高レベル放射性廃棄物と同じ処分場に併置することは可能である。

- TRU廃棄物の処分方法は高レベル放射性廃棄物と同じか。
(→回答：) TRU廃棄物のうち地層処分相当とされているものについては、地下300m以深に埋設するという点では同じであるが、人工バリアの構成という点が異なる。TRU廃棄物はドラム缶やキャニスタ等の容器に封入し、廃棄体パッケージという金属製の箱に入れて処分する。
- 国有地に処分することは出来ないのか。
(→回答：) 国有地であっても、いずれかの自治体に必ず属しており、通常の処分地選定プロセスに沿って進められることとなる。

<リスクと安全性>

- テロや戦争が起きた時の備えは。
(→回答：) 処分場の閉鎖後は、地下300mよりも深い地点までテロや戦争の影響は及びにくいと考えている。一方、建設や作業中は法律に則りテロの対策を行うこととなるが、地層処分施設に対する具体的な安全基準は今後定められていく。また戦争への備えについては、国家の安全保障にかかわる問題でもあるため、NUMOだけでなく国と共に備えることになると考えている。
- オーバーパックが1,000年以上閉じ込め性を確保できるという根拠を教えてください。
(→回答：) 酸素が少ない環境での炭素鋼の腐食、微生物の影響など、腐食に係わる試験データなどを用いて腐食速度を算出し、これを用いて1,000年以上閉じ込め性を確保できるオーバーパックの厚さを設定した。なお、厚さの設定に際しては1,000年でオーバーパックの厚さがなくなるような設計ではないが、不確実性を考慮して1,000年間の腐食量にさらに十分な厚みを加えた設計としている。
- オーバーパックの閉じ込め性が失われるような事態での被害の大きさは、どの程度を想定しているのか。
(→回答：) 仮に処分してから1000年後に4万本のガラス固化体を封入したオーバーパックが同時に閉じ込める機能を失って、放射性物質がガラス固化体から出ていくというような厳しい条件でシミュレーションを行った場合でも、地上で生活している人間が受ける最大年間線量は $2\mu\text{Sv}$ であり、国際機関が推奨している安全確保の水準 $300\mu\text{Sv}$ を十分に下回るという評価が得られている。
- ガラス固化体に含まれる放射性核種は何か。
(→回答：) ガラス固化体には、比較的半減期の短いセシウム137やストロンチウム90などから、半減期の長いネプツニウム237など、多くの放射性核種が含まれている。製造時点で放射線量の高い核種の半減期は30年以下と比較的短く、1000年後には放射線量の高い核種の放射能はほとんど減衰する。
- 高レベル放射性廃棄物は何Svの放射線を発するのか。
(→回答：) 製造直後のガラス固化体からは約 $1,500\text{Sv/h}$ という値の放射線が出るが、その後時間とともに放射能は小さくなり放射線量も下がる。製造後50年の冷却期間を経たガラス固化体は、厚さ約20cmの金属製のオーバーパックに封入された状態で地下施設へ搬入されるが、その時のオーバーパックの表面線量は約 2.7mSv/h である。その後もガラス固化体から出る放射線量は下がり続け、1000年後のオーバーパックの外側では、約 0.15mSv/時 にまで下がる。
- 地中のガラス固化体は発熱しているとのことだが、それを考慮した設計になっているのか。
(→回答：) ガラス固化体は発熱するが、これは放射性核種の崩壊に伴う発熱であり、基本的には放射能の減衰に伴い発熱も小さくなる。地中のガラス固化体の熱の影響が大きいと、人工バリアの緩衝材への悪影響が生じるため、地熱や密閉などの状態を考慮して、一定の温度を超えないようにガラス固化体の間隔を設ける。
- 人工バリアの国際規格はあるのか。

(→回答：) 高レベル放射性廃棄物については、日本では再処理後に発生するガラス固化体を対象としているが、海外では使用済燃料を直接処分する等、各国の処分方式に合わせた人工バリアが検討されていることから、単一の詳細設計仕様のようなものはない。

・人工バリアは地温の高い場所でも十分に機能するのか。

(→回答：) 埋設後の廃棄体が長期にわたり 100℃を超える環境では、緩衝材の機能が低下する恐れがある。このため、地温の高い場所を避けて処分場を設置する。

・津波や大雨により水没する可能性はないのか。

(→回答：) 閉鎖後については地下 300m まで自然現象の影響が及びにくいと考えているが、操業中の期間については、そういったリスクも考え設計をする。津波への対策についてはその地点での最大級の津波を想定して、高台への建設や防潮堤の設置、浸水防止扉の設置といった対策を検討する。大雨への対策についても、構内排水計画の策定や建物内の浸水への対策を施す。

・実際に地下深部に処分場を建設する技術はあるのか。

(→回答：) 既存の技術でも建設は可能だと考えている。国内では、岐阜県瑞浪市の超深地層研究所(2020年研究終了)や北海道幌延町で研究が続いている幌延深地層研究センターにおいて、300mよりも深い地下施設が建設された実績もある。

・ガラス固化体を地下に埋める作業の流れは、どのようなものなのか。

(→回答：) 地上施設でガラス固化体の受入れ検査をし、検査に合格したガラス固化体をオーバーパックに封入する。その後、オーバーパックに入れたガラス固化体は地下施設に搬入され、緩衝材とともに定置される。なお、地上施設で緩衝材まで一体的に組み立てて、地下施設に搬入・定置する方法も検討している。

・地層処分場を建設する際の工事の方法を知りたい。工事中に地表での土地利用は可能か。

(→回答：) 地下施設を構成する坑道の建設は、トンネルにおける掘削と同様の技術を使い建設する。地表における土地利用については、地上施設として必要な用地外であっても、原子炉等規制法や最終処分法により掘削等の制限を受ける場合がある。

・ガラス固化体の陸上輸送は一般道を通るのか。

(→回答：) ガラス固化体を入れた容器と専用車両を合わせると合計で約 150t の超重量物になり、道路法に基づき一般道路を通行することが難しいため、専用道路が必要になると考えている。

・フィンランドなどのヨーロッパの地層と比べ、プレートの活動などがある日本の地層では地層処分は難しいのではないか。

(→回答：) 日本の地質はヨーロッパなどの大陸の地質と比べると、プレートの活動も活発であるが、日本周辺のプレートの動きは数百万年前からほとんど変化なく、このプレートの動きに関係する地震・断層活動・火山活動等は、今後 10 万年程度はほとんど変化しないと考えられている。こういった研究成果から、地層処分に適した地質環境は日本にも広く存在する可能性があるとして評価している。

<対話活動、文献調査(北海道以外)、地域共生>

・地層処分に関する広報活動について、次世代層にはどのような広報戦略をとっているのか。

(→回答：) 地層処分は長い時間を要する事業のため、次世代層の理解を得ることが重要であると考えており、学校での出前授業や、移動型の地層処分展示車を活用したイベント出展を全国各地で行うなど、次世代層にも広くこの事業を知ってもらえるよう取り組んでいる。

・スイスは日本に比べて処分地選定プロセスが進んでいる。日本では合意形成を優先しているため、処分地選定が進められていないのではないか。

(→回答：) スイスでの処分地選定プロセスの進め方は、合意形成を無視したものではない。処分地選定プロセスを進めているそれぞれの国で、合意形成に至るまでのアプ

ローチを検討しているが、各国ともに最終的に合意形成をもって事業が進むという点は変わらず、日本においても同様に、地域との丁寧な対話を進めている。

- ・ 玄海町での文献調査の進捗状況は。
(→回答：) 玄海町については、文献やデータ、論文等の収集・評価を行っている段階である。並行して現地での対話活動も進めており、これまでに2回の「対話を行う場」を開催している。
- ・ 処分場を受け入れた地域への地域振興について考えているのか。
(→回答：) 最終処分地が決まった場合には、NUMOは本拠をその地域に移転し、NUMO職員は地域の一員として地域の発展に努める。また、地域の持続的な発展に資する総合的な支援策について、自治体や地域住民の皆さまのニーズを汲み取りながら具体化し、地域と共生していく。
- ・ 各調査の次の段階に進もうとする際に、住民の意見を取り入れる機会はあるか。
(→回答：) 各調査の次の段階に進もうとする際、当該都道府県知事及び市町村長にご意見を伺うこととなっている。頂いたご意見には地域の住民の方の意見も反映されることになるものと考えている。
- ・ 処分地選定プロセスは、一度始まったら最後まで進んでしまうのではないのか。
(→回答：) 各調査の次の段階に進もうとする際、当該都道府県知事及び市町村長にご意見を伺うが、どちらかでも反対される中で先に進むことはない。また、調査を進める過程で、その地域が処分場としては技術的に不相当と評価される場合、次の段階に進めないことも考えられる。
- ・ 交付金は文献調査の段階から受けとれるのか。その交付金はどこから出ているのか。
(→回答：) 地層処分の実現は、国全体の課題について一部の地域の協力を得ながら解決を図る話であることから、受入れ地域に対して社会として適切に利益を還元していく観点から、地層処分においても処分地選定調査の段階から活用いただくことができる制度としている。交付金は「電源三法交付金制度」に基づき、国から交付されている。
- ・ 文献調査における経済社会的観点とは、何を検討するのか。
(→回答：) 土地利用に係る法規制上の制約や、処分場の建設のための土地利用が原則許可されない地域等について調査・検討する。

<北海道の状況>

- ・ 現在、文献調査を実施している自治体は、なぜ調査をしようと考えたのか。
(→回答：) これまで3町村で文献調査をさせていただいている。寿都町長は、最終処分を将来の世代に持ち越すことは大人として恥ずかしいとの思いから、全国で考えるために一石を投じたいと調査に応募していただいた。神恵内村長は隣接する泊村に原子力発電所があることなど、長年の原子力政策への関与を踏まえ、最終処分に関してもどこかの地域がやらなくてはならないという思いから、調査を受け入れていただいた。玄海町長は、国民的議論を喚起しさらなる候補地の拡大につながることを期待するという思いで、調査を受け入れていただいた。
- ・ 文献調査は2年程度で終わる計画だったのに、実際は4年を要した理由を知りたい。初めてのことで時間を要したとのことだが、具体的に何に時間を要したのか。
(→回答：) 初めての調査であり丁寧に進めさせていただいたことや、調査と並行して国の審議会でも議論・策定された「文献調査の評価の考え方」に照らして評価を進めたことなどにより、時間がかかった。
- ・ 北海道の文献調査にかかった費用は公開されているのか。
(→回答：) 地点ごとの個別の内訳までは公表していないが、NUMOの活動費は科目に分けてホームページで公開している。
- ・ 神恵内村では文献調査を受け入れたことで「地元が全国から叩かれる」といった意見があったが、それについてどのように考えているか。

(→回答：) 全国の皆さまに、処分地選定の進め方などの情報が十分に伝わっていないことも要因の一つにあると考えている。引き続き対話活動に注力していきたい。

- ・北海道では市町村長と知事の意見が異なっているが、その場合はどうするのか。

(→回答：) いずれかが反対の場合には、その先の調査には進まないことが法律にも定められている。北海道知事が、現時点で概要調査に移行しようとすることに反対の意見を述べる考えであることは承知しており、NUMOとしては丁寧に理解活動を実施していきたいと考えている。

<その他>

- ・ガラス固化体の熱を利用することは考えていないのか。

(→回答：) 製造直後のガラス固化体は、表面温度が200℃以上で約2 kWの熱エネルギーを持っているが、他の産業に利用できるほどのエネルギー量や密度ではないと考えている。

- ・高レベル放射性廃棄物を無害化する技術について、実現する可能性はあるか。

(→回答：) JAEAや大学などの研究機関等において、放射性廃棄物の減容化と有害度低減を目的に、高レベル放射性廃棄物中に含まれる放射性物質を分離し、放射能の減衰期間が短い他の放射性物質に変換する技術の基礎研究が進められている。しかし、将来実用化されたとしても、放射性物質の全てに一律に適用することは難しく、地層処分の必要性は変わらないと考えられている。

- ・説明会のチラシをポスティングする地域の範囲はどのように決めたのか。より多くのエリアに配布し、知ってもらう必要があると思う。

(→回答：) ポスティングは会場から一定の範囲内のエリアでおこなっている。ポスティング以外でもWEB広告を実施した。

- ・科学的特性マップは更新されるのか。

(→回答：) 科学的特性マップは、地層処分に関する科学的特性を、既存の全国データに基づき一定の要件・基準にしたがって客観的に整理し、全国地図の形にしたものである。日本でも地層処分に好ましい特性が確認できる可能性が高い地下環境が広く存在するとの見通しを共有することで、関心や理解を深めていただくことを目的としており、科学的特性マップについて情報の更新等の見直しをする予定はない。

以上